労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

１．改正の趣旨

○　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 20 条に基づき、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 27 条は事業者が法別表第２に掲げる機械等については法第 42 条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ使用してはならないものとしている。

○　この規定の趣旨は機械等による危険防止であるが、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号。以下「改正法」という。）において、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者についても同趣旨を及ぼすため、法第 42 条第２項及び第３項を新設し、同趣旨の規定を法律に位置付けることとした。

○　則第 27 条においては、対象者を限定せず、幅広く規格等を具備しない機械等の使用を禁ずることを事業者に義務付けている一方で、改正法による改正後の法第 42 条第３項においては、中小事業者又は個人事業者である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）に対して規格等を具備しない機械の使用を禁じ、同条第２項においては、労働者に対し、規格等を具備しない機械等を使用させないことを事業者に義務付ける規定となっている。このため、法第 42 条第２項及び第３項が適用されない対象者がいたとしても、則 27 条を適用するという整理であったところ、法改正に伴う令和８年の省令改正の際、則第 27 条を削除したため、労働者にも作業従事役員等にも該当しない作業従事者（例えば、インターン生やボランティア）に規格等を具備しない機械等の使用禁止が及ばなくなるおそれがある。

○　このため、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和８年厚生労働省令第 29 号）を改正し、則第 27 条の改正規定を改めることとする。

２．改正の概要

○　則第 27 条に事業者の義務として機械等による危険防止の規定を置くとともに、当該規定の及ぶ範囲から法第 42 条第２項及び第３項で規定する場合を除くこととする。

３．根拠条項

○　法第 27 条第１項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和９年２月下旬（予定）

○　施行期日：公布日